

長浜市選挙管理委員会告示第65号

令和8年7月19日執行の長浜市議会議員一般選挙における公職選挙法施行令（昭和25年法律第89号）第50条第1項又は第2項に規定する不在者投票用紙及び投票用封筒について、交付場所及び期間を次のとおり定める。

令和8年7月12日

長浜市選挙管理委員会委員長 河崎 顯了

記

- | | | |
|-------|--|------------------------------------|
| 1 場 所 | 長浜市八幡東町632番地
長浜市木之本町木之本1757番地2 | 長浜市役所本庁不在者投票所
長浜市役所北部合同庁舎不在者投票所 |
| 2 期 間 | 令和8年7月13日から7月18日までの
毎日午前8時30分から午後8時まで | |

ただし、郵便によるものについては令和8年7月12日から交付開始